

大阪・関西万博 関西パビリオン展示設計・運営計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

大阪・関西万博 関西パビリオン展示設計・運営計画策定支援業務

2 業務の趣旨・目的

関西広域連合は、2025年に開催される大阪・関西万博において、万博会場内へのパビリオン出展を行うこととしている。関西広域連合が出展するパビリオン（以下「関西パビリオン」という。）は、『いのち輝く関西悠久の歴史と現在』を出展参加テーマとし、関西各地の魅力を国内外に発信し、万博と各地をつなぐゲートウェイとなることをめざしている。

関西広域連合では、関西パビリオンの建築計画や展示計画、行・催事計画などの基本的な方針を定めた「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関西パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）」を令和5年5月に策定・公表した。

出展基本計画に基づき展示設計及び運営計画を策定するに当たり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

<業務スケジュール（予定）>

現時点での想定であり、事業者との協議により、発注者が認める場合に変更する可能性がある。

令和5年7月下旬	契約締結・業務開始
令和5年10月頃	展示設計案作成・運営費概算の提示
令和5年12月頃	運営計画案作成
令和6年3月	業務完了

※展示制作及びパビリオン運営の実施業務については別途発注する予定である。

4 委託上限額

34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

5 関西パビリオンの概要

関西パビリオンの概要については、出展基本計画で示している。

本プロポーザルに当たっては、出展基本計画を理解の上、提案すること。

6 提案を求める事項

出展基本計画を踏まえ、次の（1）及び（2）の業務の実施について企画・提案すること。

(1) 展示設計

ア 対象範囲

① 関西全体を表現する展示エリア（大関西広場）

大関西広場は、関西パビリオンのエントランスとして、「関西と関西各府県の歴史と文化の魅力」を主眼に置いた展示を展開し、関西の魅力を一体的に表現する。

大関西広場は、展示エリア中央のセンターサークルと、メイン出入口からセンターサークルまでのエントランスゾーンで構成する。

エントランスゾーンは主動線となる空間であるとともに、関西パビリオンの玄関口にあたるため、分かりやすくシンプルな演出とするとともに、非日常に引き込むインパクトのある展示を展開する。

センターサークルは関西パビリオンの象徴的な空間とし、関西を一体のものとして感じられる展示を行う。センターサークルでは、各府県ゾーンへの入口上部に円形の壁面を設置し、当該壁面を活用した映像展示を行う。また、府県ゾーンへの動線を確保しつつ、リアルのパビリオンならではの展示物も配置する予定である。コンテンツは、関西の一体感を表現する象徴的なコンテンツの制作をめざすとともに、WEBパビリオンと連動したコンテンツや演出、府県市民からのアイデアによる映像展示など、より多くのステークホルダーを巻き込んだコンテンツをめざす。

② 多目的エリア

多目的エリアは、関西広域連合や参加府県が一定期間（例えば1週間ごとなど）で入れ替わり、催事や展示等を行う、期間限定で楽しめる空間とする。また、半屋内エリアとすることで、メインストリート（リング）や大阪パビリオンからの来訪者に関西の魅力をダイレクトに伝える空間とする。

多目的エリアの利用イメージとしては、例えば、祭りや音楽イベント、試飲・試食、物販、産業展示などを想定している。

③ 建物の特徴を活かした展示

関西パビリオンの建物は、灯籠をイメージした六角形のパビリオンで、最高12メートルの高さを誇る。外壁は膜構造であり、膜をスクリーンに見立て、プロジェクションマッピングを行うことも可能である。

また、建築工事の請負事業者からは、外壁膜に切り絵のデザインをあしらい、外観からも「関西」を感じられる演出について提案があった。

関西パビリオンでは、これら建物の特徴を活かした展示についても検討していくこととしている。

イ 業務内容

具体的な業務は、以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議・調整すること。

① 展示計画の確定

空間構成、展示内容、演出方法、設備等の検討。展示計画図の作成。

② 展示設計

展示レイアウト、造作、映像音響設備、情報コンテンツ、演出照明、什器・備品等の検討。展示設計図、イメージパースの作成。

③映像コンテンツの検討

シナリオ、素材、素材の収集方法、演出等の検討。

④展示経費の算出

設備・造作、コンテンツ制作、展示工事等、展示経費の算出。

ウ 提案を求める事項

- ①日常から非日常に引き込むための大関西広場の空間演出について、具体的に提案すること。
- ②関西の一体感を表現する象徴的な映像コンテンツのイメージについて提案すること。
- ③ア①～③の各対象範囲について、出展基本計画に示す展示計画等を具体化するに当たり、使用が想定される資機材について提案すること。
- ④WEBコンテンツと連動した演出や、多様なステークホルダーからのコンテンツの収集方法や、収集したコンテンツの利活用について、具体的に提案すること。
- ⑤ユニバーサルデザインの考え方に沿った展示・演出方法について提案すること。

(2) 運営計画

ア 運営計画の考え方

①基本的な考え方

来館者の安全安心を確保するとともに、快適に鑑賞できる環境をつくり、円滑なパビリオン運営をめざしている。

また、積極的な広報により関西パビリオンの意義や目的を伝え、認知・理解を広めることにより、関西全体での機運醸成につなげ、多様な価値観の交流、新たなイノベーションの創出、地域の魅力の再発見等、万博を契機とした人々の生活の質（QOL）の向上や地方創生の実現をめざす。

②計画策定に当たり特に重視する視点

来館される全ての人々に向けて、施設面ではユニバーサルデザインの徹底を図るとともに、運営面でも乳幼児、高齢者、妊婦の方、障がいをもつ方、外国の方々など「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方に則って、適切な配慮を行う。

博覧会協会で導入が検討されている予約システムを活用しながら、関西パビリオンの展示計画と整合させた具体的な導入プランを策定し、できる限り待ち時間の発生しない運営をめざす。また、国内外からのVIP来館を想定し、VIPルームの整備や接遇等により、適切なVIP対応を行う。

③スタッフ計画

運営スタッフは、入場整理、館内誘導、警備、清掃等パビリオン全体の運営に係るスタッフと、大関西広場及び府県ゾーンで展開する展示をアテンドするスタッフ等が適切な役割分担のもと協働し、来館者に対しシームレスなサービスを提供する。

また、関係団体からの協力や府県市民によるボランティアなど、幅広く参加できる運営方法を検討していく。

さらに、開会直後から質の高いサービスを提供できるよう、計画的な募集・採用計画を立てるとともに、準備段階から接客サービスの教育や運営シミュレーション等を実施するなど、効果的・効率的なスタッフ採用・配置計画を策定する。

④リスク対応方針

全ての来館者・参加者・関係者の安全安心を確保するための施設管理方針を策定し、機材やテクノロジーなどを活用した実効性の高い警備・衛生計画等の検討を行う。また、防火・防災・防犯のために必要な運営与件の整理を行い、建築計画と連動していく。会場ロケーションも考慮し、地震や津波・豪雨・暴風などの自然災害や火災・事故・事件・傷病者の発生などの緊急時対策、感染症に関する対策やリスクヘッジ方法なども併せて検討していく。

イ 業務内容

具体的な業務は、以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議・調整すること。

①運営計画の策定支援

与件の整理及び全体概要の作成。施設管理計画、運営・サービス計画、警備計画、清掃計画、多目的エリア運営計画、大関西広場運営計画等の策定支援。

②推進スケジュールの作成

スタッフ募集、運営事前研修等のスケジュールの検討・作成。

③運営経費の算出

運営スタッフ人件費、警備費、清掃費、光熱水費、備品・消耗品費、ユニフォーム、事前研修費等、運営経費の算出。

ウ 提案を求める事項

①関西パビリオンの運営計画に盛り込むべき項目について提案すること。

②入退館整理、府県ゾーンも含めた展示エリアの案内・誘導、警備、清掃等、関西パビリオン全体の運営に必要なスタッフの確保及び配置計画について、全体最適を図るために必要となる視点について提案すること。

③乳幼児、高齢者、妊婦の方、障がいをもつ方、外国からの方々など、配慮が必要となる来訪者への対応について、具体的に提案すること。

④災害や事故・事件等による緊急時対応について、想定されるリスクを提示の上、具体的な対策を提案すること。

⑤関西パビリオンの運営に係る経費の概算額について提案すること。

7 発注者への報告及び関係者との連絡・調整

(1) 業務の分析・評価の実施等

本業務や今後の発注者の施策に活かすため、本業務の実施において判明した課題やニーズ等について調査・分析し、随時業務に反映させるとともに発注者へ報告すること。

(2) 関係者との連絡・調整

本業務の実施に当たっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めること。また、本業務に必要な関係者との調整を行うこと。

(3) その他

提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行すること。

別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席すること。

8 成果品

(1) 成果品

ア 展示設計書、展示設計説明書、展示設計図面 各3部

イ 運営計画（概要版、詳細版） 各3部

ウ 展示制作・設置工事費概算書、運営費概算書 各3部

エ 上記ア～ウに係る電子データ一式（PDFデータ及び編集可能な元データ）

(2) 納品期限

協議の上、別途定める。

(3) 成果品に関する留意事項

- ア 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。
- イ 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

9 委託業務の一般原則等

- (1) 関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手順により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、価値、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属する。
- (4) 本業務の受託期間終了後は、発注者及び発注者が指定する他の事業者へ、ホームページの運営に係るドメインやサーバー、SNS等のアカウント、本業務により獲得した人脈、ネットワーク、権利関係等本業務の一切について、円滑に引き継ぎを実施するものとする。
- (5) 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従うものとする。

10 委託業務の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後5年間保存すること。

11 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受託者は、業務終了時に業務全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告すること。
- (2) 発注者は、必要に応じて業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、受託者は、これに協力するものとする。

12 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託業務を実施するに当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。